



「自立と社会参加」に向けた進路指導について

横手支援学校 校長 阿部 純一



本校の学校教育目標は、「一人一人の能力や特性を伸ばす教育活動を推進し、自立と社会参加を目指して、たくましく生きる児童生徒を育成する」です。この中にあります「自立と社会参加」は、在学中はもとより卒業後の社会的・職業的自立を意味します。本校では、卒業後の自立した生活の実現に向け、教育活動全体を通して、必要な資質・能力の育成に努めております。

その中で、特に高等部段階の進路指導は最も重要といえますが、ただ単に卒業後の進路先を決定するためだけの指導ではありません。本校の「高等部進路指導の手引き」では、進路指導の考え方を次のように示しています。

- ・「児童生徒一人一人が、社会の一員として、どのように生きていくか」「自分の人生を、より豊かに生きていくために必要な力は何か」などを考え、学校卒業後の生活を決定していくことを指導・支援することです。
- ・進路を考えていくのは、児童生徒本人と保護者ですが、「生徒と保護者は、将来どんな生活をしたと希望しているか、考えているか」などを家庭と学校がよく話し合い、お互いにできる限りの努力をしていきます。

今後も以上の考え方を念頭におき、児童生徒が自らの生き方を考え、主体的に進路を選択する力を育てる計画的・継続的な進路指導の充実に向けた取組を進めて参りますので、皆様の御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

<進路に関する主な行事予定>

- 6月6日～17日 高等部前期実習
- 6月8日～14日 中学部作業学習週間Ⅰ
- 6月13日～14日 来てたんせウィーク
- 7月15日 秋田県障害者技能競技大会(高・希望者)
- 8月1～5日 高等部夏季実習(希望者)
- 9月8日 職業教育改善会議①(中・高)
- 9月26日～10月7日 高等部後期実習
- 9月26日～30日 中学部作業学習週間Ⅱ
- 10月28日 県南職業教育フェア
- 12月6日～8日 来てたんせウィーク
- 1月10日～13日 高等部冬季実習(希望者)
- 2月9日 職業教育改善会議②(中・高)
- 2月24日 移行支援ネットワーク会議(高3)

<令和3年度 卒業生進路状況>

中学部	進学先	本校高等部	16名
		他校高等部	1名
高等部	障害福祉サービス利用	阿桜園(生活介護)	1名
		太陽の園(生活介護)	1名
		ブリエ+文字(生活介護)	1名
		NPO法人そら(就労B)	2名
		すみれ(就労継続支援B型)	1名
		フレッシュワーク(就労B)	1名
		五輪坂ひなげしの里(生活介護)	1名
	一般就労	製造(部品製作補助)	1名
		小売り(品出し)(バックヤード)	2名
		介護施設(清掃・消毒)	1名
		サービス業(清掃、調理補助)	1名
		飲食(寿司製造補助)	1名
		行政(事務補助)	1名
在宅	自宅療養、家事手伝い	3名	

進路指導部報「エール」では、本校保護者及び職員に児童生徒の進路選択に役立つ情報や、関係機関についての情報などをお届けしていきます！今年度もよろしくお願いたします。



進さんと路子さん

※ この記事は、「進路の手引き」に掲載予定です。

障害者手帳について (利用できるサービス)



障害者手帳には次の3種類の手帳があります。

- (1) 身体障害者手帳・・・障害の程度により1級から6級まであります。
- (2) 療育手帳・・・障害の程度によりA（最重度・重度）又はB（中度・軽度）があります。
- (3) 精神障害者保健福祉手帳・・・障害の程度により1級から3級まであります。

いずれも秋田県知事が交付するもので、身体に障害のある方 知的障害のある方、精神疾患により日常・社会生活に制約のある方が、医療や福祉サービスを利用しやすくなります。

以下は障害者手帳の交付を受けた方が利用できるサービスや制度の一覧です。

	サービス・制度	身体障害者 手帳	療育手帳		精神障害者 保健福祉手帳	
			A	B	1級	2,3級
①	自動車税・自動車取得税の減免	○※	○	×	○	×
②	旅客鉄道株式会社運賃の割引	○※	○※		×	
③	国内航空旅客運賃の割引	○	○		○	
④	路線バス運賃の割引	○	○		○	
⑤	タクシー運賃の割引	○	○		×	
⑥	有料道路通行料金の割引(本人運転以外) ☆	○※	○	×	×	
⑦	NHK放送受信料の減免	○	○		○	
⑧	郵便等による不在者投票	1～3級※	×		×	
⑨	所得税及び住民税の控除	○	○		○	
⑩	福祉医療制度（マル福制度）	○※	○	×	×	
⑪	携帯電話基本使用料の割引★	○	○		○	

※障害種別や手帳の等級等によっては対象とならない場合もあります。

☆障害者本人運転の場合はすべての身体障害者が対象となります。

★各携帯電話会社で対象者や割引の内容が異なります。

『令和3年度横手市障がい福祉のしおり』より抜粋

○手帳交付申請の手続きは、各地域局市民サービス課、又は本庁舎1階福祉総合窓口にて行います。手続きについて必要なものなど、電話や窓口での質問、相談等もできます。

○『令和3年度横手市障がい福祉のしおり』は、横手市のホームページからダウンロードできます。学校にも数冊ありますので、担任にお問い合わせください。

<障害者福祉についてのお問い合わせ先（横手市）>

横手市市民福祉部社会福祉課（障がい福祉係）

所在地：〒013-8601 秋田県横手市中央町8番2号

電話番号：0182-35-2132 ファックス：0182-32-9709

メールアドレス：shakaifukushi@city.yokote.lg.jp

